

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の概要

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、社会福祉法等の一部改正を行う。

改正の概要

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援

既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の創設

2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進

●認知症施策の総合的な推進

●地域支援事業におけるデータ活用

●介護サービス提供体制の整備

介護保険事業計画の作成にあたり

- ・当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案
- ・高齢者向け住まい（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）の設置状況
- ・有料老人ホームに係る都道府県と市町村間の情報連携の強化

3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進

●介護分野のデータ活用の環境整備

●医療・介護分野のデータの名称・連結精度の向上等

4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

●介護保険事業計画に基づく取組・事業者の負担軽減

- ・介護保険事業計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組の追加
- ・有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化

●介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る経過措置の延長

5. 社会福祉連携推進法人制度の創設

社会福祉事業に取り組む社会福祉法人や NPO 法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設。